

兵高教組

調査情報

2016年2月23日

30号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

辞令前「空白の一日」に勤務させる管理職

賃金の支給や無保険への責任が問われる

臨時教職員「空白の一日」問題

昨年4月1日、少なくとも13人の臨時講師の方が、辞令が出ていないにもかかわらず、校長によって働かされていたことが県教委の調査によっても明らかになりました。

辞令が出ていない臨時講師の方が、通常と同じように通勤し、そして勤務をする、そのことについていっしょに考えてみたいと思います。

辞令が出ていないという意味

辞令は言うまでもなく、その職と任用期間を明示するものです。当然、任用期間以外は、その職に就いていないというになります。つまり、辞令が出ていないということは、その一日については雇用関係が結ばれていないということで、労働者でも地方公務員でもないということになります。そのため、「労働基準法」や「地方公務員法」をはじめ、労働者保護のすべての法令が適用されません。

たった一日とはいえ、法の定めによることなく、勤務をするということは大変危険なことなのです。

公務災害や保険の対象外

公務員でない以上、公務災害の対象にもならず、通勤中に事故に巻き込まれても、通勤災害とはなりません。それどころか、健康保険からも除外されるので、けがをしたり、病気になって病院などにかかった場合、全額が自己負担となり、後日返ってくることもありません。「この日だけは、家にじっとしていることにする」という臨時講師の方がいるのもそのためです。

「指導」中に事故などあれば

辞令が出ていないので、クラブ活動など、生徒を教育・指導できる法的な裏付けはありません。このような中で、「指導」中に生徒のけがなど、事故があった場合、個人としての責任が問われる危険性もあります。もちろん、働かせた校長の責任が一番ですが、自己責任を問われることにもなりかねません。

校長の責任が厳しく問われる

辞令が出ていない4月1日の勤務が、どれほど危険かを述べてきましたが、そのような日に臨時講師の方を働かせていた校長の責任は重大です。賃金を支給もせず、労働者や公務員としての法的な裏付けもない人を働かせるなど言語道断です。管理職としての責任が厳しく問われなければなりません。

「賃金の支払いが必要」と総務省

この問題について総務省に問い合わせると、次のように回答しました。

- ・任用されていない人を働かせるというのは問題だ。地方公務員法などに違反する。
- ・勤務が必要であれば、任用期間を延ばすべき。それによって「空白の一日」がなくなっても法的な問題はない。そのことは通知でも述べている。
- ・働かせた以上、賃金の支給については適切に対応すべきだ。工夫すれば、県費での支給も可能だ。

「空白の一日」がなければ解決する問題

働かせた以上、総務省の言うとおりに、賃金は支給されなければなりません。無責任に働かせておいて、賃金も無支給などということは決して許されるものではありません。

そもそも、「空白の一日」を設けるからこのような問題が起きるのです。高教組は「空白の一日」、それにとまなう不利益をなくすため、今後も取り組みを進めます。